

部会の概要

1. 神戸市子ども・子育て会議「教育・保育部会」の事務

- ① 事業計画における「教育・保育提供区域」の設定に関する事項
- ② 事業計画における、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」に関する事項
- ③ 事業計画における、地域子ども・子育て支援事業のうち、教育・保育に関連する事項（具体的には、「延長保育」、「一時保育」等）
- ④ 事業計画における、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保に関する事項（認定こども園の普及促進）
- ⑤ 新制度における、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の「利用定員の設定」に関する事項
- ⑥ 幼保連携型認定こども園の設置の認可等、事業の停止若しくは施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事項
- ⑦ その他、関連する事項

2. 神戸市市民福祉調査委員会 児童福祉専門分科会「保育所等認可部会」の事務

- ① 家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び保育所の認可についての審議に関する事項

3. 認可・確認にあたり審議を行う会議等

	認定こども園			幼稚園	保育所	地域型保育事業等※1
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型			
認可	子ども・子育て会議 教育・保育部会	(県) 私立学校 審議会※2	保育所等 認可部会※2	(県) 私立学校 審議会	保育所等 認可部会	保育所等 認可部会
確認	子ども・子育て会議 教育・保育部会					

※1 地域型保育事業等：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

※2 幼稚園型および保育所型の認定こども園は、別途、市の認定が必要

●なお、両部会とも、新制度に関する情報は共有しておくことが望ましいため、可能な限り一体的な運用となるよう、工夫する